

**市民の力でクラヤミを晴らして
市政に「清流」を取りもどそう**



元副市長らによる『不正事件』の真実



日野市の歴史を見つめてきた浅川の流れと満開の桜と
日野市は「緑と清流のまち」です

憲法を市政に生かすみんなの会

目 次

お読みいただくみなさんへ 1

すべての事件のキーパーソンは？ 2

◇第Ⅰ部 日野市立病院で何が起きたのか

—オモテに出たのは 2015 年 9 月議会だった 3

◇第Ⅱ部 川辺堀之内の土地区画整理組合を舞台に

—二人の元副市長の共演が生んだフハイの数々 7

◇第Ⅲ部 市立たかはた保育園の廃止と民営化 16

—そのカゲで進められた「不法な事業」とは

まとめ いまこそ、大坪市政の責任を問わなければ 25

—これだけの問題を見過ごしてきたのはなぜか

あとがき 32



お読みいただく皆さんへ

2月17日、「元副市長の河内久男氏が、警察にタイホされた」というニュースが、日野市内をかけめぐりました。

日野市政の先頭に立つべき人たちが

河内氏は、馬場市政で12年間にわたって助役・副市長をつとめた人。そして、そのあと8年間、市立病院での役職や臨時職員、川辺堀之内の土地区画整理組合の相談役などになりました。

ところが、その8年間で、二か所から合計2億9千万円をこえる報酬を受け取り、うち2億円以上が不正な報酬であったとして、市と区画整理組合から返金を求められ、裁判で争われています。

さらにまた、その一方で、「市立たかはた保育園」の民営化や新保育園開設についても数々の不正が指摘され、ここでも河内氏が深くかかわっていることが分かってきました。そして、馬場前市長や大坪現市長、堀之内元副市長が関係していることも、浮かび上がってきたのです。

◆なぜ、こんなことが起きたのか？

◆なぜ、不正が長年続いたのか？

◆馬場前市長や大坪市長は、どんなふうにかかわってきたのか？

いま、市民のあいだから数多くの疑問の声が上がっています。

政治思想や信条のちがいに関係なく、全市民が思うこと

ところが、「あとは警察にオマカセ」して、「不正な報酬を返させ」て「市長などの減給処分」で、幕引きする動きが強まっています。

しかし、市政の先頭に立つ人たちへの「うたがい」を、すべて明らかにすることがなければ、当たり前の日野市を築くことはできません。

これは、政治思想や信条のちがいに関係なく、全市民の思いです。

私たち「憲法を市政に生かすみんなの会」は、昨年9月、市民、市議会議員、研究者、弁護士などからなる「疑惑解明チーム」をつくり、調査活動を続けてきました。

このパンフレットは、市民のみなさんにこの問題の事実を知っていただき、市政を立て直すために、ともに力を合わせていただきたいとの思いで作成したものです。

多くの皆さんが参考にしてくださることを、心から願っています。

資料 1 すべての事件のキーパーソンは？

— 2 人の副市長と 2 人の市長の略歴を紹介します

● 2 人の副市長

◆河内 久男氏・かわちひさお（元・日野市副市長）

1961 年 6 月、旧日野町に就職。日野市区画整理第一課長、都市計画課長、都市整備部長などを経て、1997 年 6 月～2009 年 6 月までの 12 年間にわたり、馬場市長の下で日野市助役・副市長を務める。

そして、副市長を退任した後…

◇2009 年 6 月～2012 年 3 月 市立病院経営専門監（市長に代わる経営責任者）、

◇2012 年 4 月～2019 年 3 月 市立病院臨時職員（市立病院長相談役）

◇2012 年 5 月～2020 年 3 月 川辺堀之内区画整理組合理事長相談役を「兼職」

◆堀之内 和信氏・ほりのうちかずのぶ（元・日野市副市長）

1965 年 4 月、日野市に就職。区画整理課長、都市計画課長、まちづくり推進部長、企画部長を務めて、2007 年 3 月退職。

◇2007 年 4 月～2013 年 6 月 日野市の外郭団体である日野市企業公社社長

◇2013 年 6 月～2017 年 6 月 大坪市長の下で副市長

◇2017 年 7 月～2020 年 3 月 川辺堀之内区画整理組合の事務職員

● 2 人の市長

◆馬場 弘融氏・ばばひろみち（元・日野市長）

1982 年 2 月～1990 年 2 月の 2 期 8 年間、日野市議会議員（自民党）。1997 年 4 月～2013 年 4 月の 4 期 16 年間、日野市長を務めた

◆大坪 冬彦氏・おおつぼふゆひこ（現・日野市長）

1981 年 4 月、日野市に就職。高齢福祉課長、健康福祉部長、まちづくり部長などを経て、馬場市長の指名で 2013 年 4 月市長選に出馬、当選。現在 2 期目で日野市長を務める。

第Ⅰ部

日野市立病院で何が起きたのか

―オモテに出たのは、二〇一五年九月議会だった

1 まず市立病院の経営責任者、

その次は「院長相談役」という臨時職

河内久河男氏は、二〇〇九年六月に副市長を退任した後、日野市立病院の「病院経営専門監」を務めました。

◆病院経営を立て直す経営責任者

月額七五万円の「特別職」だった

この役職ポストは、経営が困難になっていた市立病院を立て直すために、当時の馬場市長の強い要請で設けられたものです。そこで河内氏には、「市立病院の設置者である市長の代理」として、市立病院の経営全体に責任を持ち、経営面では病院長以上の権限が与えられました。

身分上は、地方公務員法（第三条）が定める「地方公営企業の特別職」と位置付けられ、「非常勤の参与」ということで、条例

に基づいて、月額七五万円の報酬が支払われました。河内氏は、二〇一二年三月まで、その職を務めています。

◆次は臨時職員として「院長相談役」

パワハラを市がかばい続けた…

しかし河内氏は、「特別職」を退任した後、半年ごとに契約を更新する「臨時職員」として、二〇一九年三月までの七年間、市立病院に残りました。

その職務は「院長相談役」と称していましたが、じっさいには「病院経営専門監」と同じように、病院の職員の上に立つて、命令的に権力をふるいました。こうしたハラスメント的な行為に対して、病院職員から、しだいに内部告発的な声が上がっていくようになりました。

これを、市議会で最初に取り上げて「職員を変えるべきだ」と問題にしたのは、有賀精一（あるがせいいち）議員でした。二

〇一五年九月議会のことです。

その後も、有賀議員以外の議員をふくめて質問がくり返されるのですが、大坪市長をはじめ市当局は、「病院の改革プランを進めるための院長のサポート役である」と、河内氏をかばいつづけました。

2 違法な「兼業」と実態のない勤務

しかも報酬の額は大きかった

こうしたなかで、あらためて、河内氏の病院勤務の実態や、報酬についての疑惑が浮かび上がってきたのです。

◆病院の勤務時間中に区画整理組合の

会議に出席 でも残業代まで市に請求

二〇一九年六月の市議会で、次のことが明らかにになりました。

河内氏が、市立病院の臨時職員をしながら、市内・川辺堀之内地区の土地区画整理組合の理事会（月二回開催）に出席していたというのです。しかも出席した回数は、二〇一四年一〇月から二〇一九年三月までに、三〇回以上でした。

そしてその多くは、市立病院に出勤した土曜日、勤務時間中に抜け出していた

のです。ところが市に対しては、市立病院に勤務していたことにして、残業手当も請求していたことが分かりました。

◆議会の空気が変わって

二つの調査委員会がつくられた

このことをきっかけにして市議会は、二〇一九年六月の議会で、全会一致で次のことを議決しました。

「兼業による二重報酬受け取りの徹底解明と市立病院のハラスメントの原因究明を求める決議」です。

これにこたえて市当局は、「ハラスメント」問題と「二重報酬」問題をテーマにした「第三者調査委員会」を立ち上げて、弁護士を入れた調査を実施しました。

このうち「ハラスメント」問題は、すでに関係の管理職が懲戒免職処分を受けていました。が、あらためて河内氏の関わりについて調査を求めたものでした。

しかし、第三者調査委員会は「確たる証拠が見当たらなかった」ことを理由にして、河内氏の「ハラスメント」への関与を否定する結論を出しました。

◆段ボール箱・一六〇箱もの資料が

その一方で、第三者調査委員会は、「二重報酬」問題で、区画整理組合に段ボール一六〇箱もの資料を出させ、当事者への聴き取りなどの調査をすすめて、河内氏の違法な兼業や二重報酬の実態を明らかにしていきました。

そこでまず分かったことは、法律違反そのものの行為でした。

◆違法の「兼業」で、区画整理組合との間で理事長相談役を契約していた

河内氏は、市立病院の「臨時職員」として院長相談役を務め始めた二〇一二年四月のあと、区画整理組合と契約を結んで、「理事長相談役」に就任していることが明らかにになりました。

そして、理事会への出席どころか、ほぼ連日のように市立病院を抜け出して、区画整理組合の事務所に通っていたというのです。

地方公務員法（第三八条）は、臨時職員もふくめて「公務員の兼業・兼職を原則禁止」しています。任命権者（市長）

の許可があれば、兼業・兼職は可能ですが、河内氏は市長の許可を受けていませんでした。また、市長に許可を求めたとしても、市が補助金を出している団体へ、市の職員が勤務することは認められません。これは明らかに「違法の兼業」だったのです。

この「兼業」の全体的内容は、二〇二〇年三月に、河内氏が理事長相談役を退任する段階で、区画整理組合が、ようやく河内氏の「出勤簿」を提出したことによって、明らかにになりました。

◆市から三四八七万円余をダマシ取り―返還請求を拒否、市が裁判を起こした

そこで、「市立病院の出勤簿」と「区画整理組合の出勤簿」を照らし合わせて、重なった勤務時間に対して市が河内氏に支出した報酬を計算すると、約三千三三六万円にのぼりました。

さらに、自家用車で通勤していたのに、「定期券」の購入費用を請求し、その額が計一五一万円になることもわかりました。合わせて三四八七万円になります。

市当局は河内氏に、これらの金額の返還

資料2 経営が困難な市立病院だったはずなのに！

河内久男・日野市立病院 院長相談役〔臨時職〕に支払った賃金等の実績 (円)

対象期間	㊐基本給	㊑時間外手当	㊒通勤費等
2012年4月～12月	252万0000	—	24万0140
2013年1月～11月	348万4000	—	31万7290
2013年12月～2014年11月	424万8000	45万0000	31万8387
2014年12月～2015年11月	432万0000	298万3500	33万9810
2015年12月～2016年11月	470万0000	429万0239	34万5807
2016年12月～2017年11月	660万0000	530万4252	34万6204
2017年12月～2018年11月	660万0000	506万0307	34万4928
2018年12月～2019年3月	220万0000	73万7450	10万7239
合 計	3439万2000	1882万5748	233万4016

対象期間	㊓第二報酬	㊐㊑㊒㊓総計	◇原資料 第三者調査委 員会報告資料
2012年4月～12月	252万0000	528万0140	
2013年1月～11月	606万0000	986万1290	
2013年12月～2014年11月	600万0000	1101万6387	
2014年12月～2015年11月	618万0000	1382万3341	
2015年12月～2016年11月	528万0000	1461万6046	
2016年12月～2017年11月	—	1225万0456	
2017年12月～2018年11月	—	1200万5235	
2018年12月～2019年3月	—	304万4689	
合 計	2568万0000	8123万1764	

を求めましたが、河内氏が拒否したので、返還を求める裁判を起こしました。

ところが実は、市立病院の「臨時職員」として支払われていた「報酬」についてもナゾだらけの不法なものでした。

2 契約書も決裁文書もない

日額六万円のヤミ手当

資料2は、第三者調査委員会の報告書資料に基づいて作成したもので、市から河内氏に支払われた賃金など、報酬の実態をまとめたものです。

これで報酬の内容をたどると――

◆「日額給」という名の「第二報酬」

河内氏に対しては、二〇一二年四月に「院長相談役」に就任した当初は、週三日の勤務で基本給が月額二十八万円、残業代を含めて月額五〇万円～六〇万円ほどの賃金が支給されていました。

ところが、翌年の二〇一三年一月からは、基本給とは別に、月八日から一〇日の「日額給」が支給されることになりました。いわば「第二報酬」です。

その額は一日六万円、月額にして四八万

円から六〇万円にのびります。

これによって全体の報酬は、月額八〇万円、九〇万円と引き上げられ、「経営専門監」の時の報酬・月額七五万円を上まわることになりました。

◆報酬の年額が一四〇〇万円前後に

その後も、さらに基本給の引き上げや残業手当の復活もあって、報酬の月額は一〇〇万円をこえ、二〇一五年・二〇一六年には年額で一四〇〇万円前後になりました。二〇一六年一〇月以降、この「日額給」はとっぜん廃止されます。

ところがこんどは、勤務する日数を、それまでの週三日から週五日にふやし、基本給を五五万円に引き上げました。それによって、残業代と合わせると、年額一二〇〇万円以上を受け取ることができたのです。

◆「日額給」という名前のナゾ：

しかし、こうした経過のなかで最大のナゾは、三年九カ月にわたって支給された、日額六万円の「日額給」です。

この報酬には、雇用契約にある基本給とちがって、法律や条例に基づく根拠が全く

ありません。そしてふしぎなことに、歴代の病院事務局長など、関係職員でも説明ができません。誰がどのような経過で決めたのかを裏づける契約書や決裁文書が、いつさい出てこないのです。

ただし、「日額給」が法に触れるアブナイものであることは、関係職員も承知していたようです。二〇一六年一〇月に「日額給」がとっぜん廃止されているからです。

しかし市の当局は、第三者調査委員会の調査報告が公表されるまで、市議会での質問に対して、明らかにウソの答弁をくりかえし、事実をかくし続けました。

◆大坪市長はなぜ逃げるのか？

大坪市長は、二〇二〇年一〇月二十九日の市議会で、次のように答弁しました。

「決定権限のある者のいずれかが、決定に関与したことは確かなことであるが、その決定過程の詳細は明らかにならなかった」「専決権限を与えられた個々の職員の具体的責任を問うことは妥当でなく、部下職員を一般的に管理監督すべき立場としての市長、副市長、事務長などの責任：」。

そして「市長、副市長については令和

二年四月一日から三カ月の給料減額」「病院の院長、事務長等については、令和二年三月三〇日付で処分」ということで責任を果たした、と述べました。

しかしこれは、明らかにすべき不正事件の原因などにフタをして、本来の責任をのがれる態度ではないでしょうか。

◆「公金」という意識はどこに？

ここで、あらためて確認しておかなければならないのは、河内氏に「報酬」として渡されていた金額のすべてが「公金」だったということです。

市立病院というなら、国税・都税、そして市税と市民の健康保険料金であり、さらに患者のみなさんの負担金です。

市民が法や条例や規則を守って、生活費の中から納めた「公金」——その支出を任された者が法も規則も守らないなら、その原因を徹底的に明らかにすることは、市長をはじめ、市議会をふくめて、公務についている者の当然の責任です。

しかも河内氏は、市立病院の「経営困難」を理由に市長が派遣した職員でした。その病院から「法外な報酬」を得ていたのです。

第Ⅱ部

川辺堀之内の土地区画整理組合を舞台に

―一人の元副市長の共演が生んだフハイの数々―

川辺堀之内地区の土地区画整理事業は、浅川の左岸、豊田、川辺堀之内、上田の一部を含む面積約一八・七ヘクタールを対象としています。

この地域は、小規模な宅地開発が進み

つつも、市内では貴重な農村風景を残していました。しかし、川辺堀之内地区の中央部に都市計画道路三・三・二号線（Ⅱ国道二〇号「日野バイパス」）の延伸部が位置づけられていたことから、日野市は国道バイ

パスの整備とあわせて、周辺の市街地化をめざしてきました。

そして、二〇〇五年に、国によってバイパス延伸部の事業化が決定されたことに合わせて、市は、その地域の住民で構成する区画整理組合（参考資料①）による区画整理事業を進めることにしたのです。

住民説明会などを行い、二〇〇六年二月には「組合設立準備会」を結成し、二〇〇九年三月に、東京都知事から組合設立の事業認可を受けました。

◆総額七八・九億円にのぼる事業費

この事業の資金計画は、総事業費を七八・九億円としており、収入内訳は国が負担する公共施設管理者負担金（「公管金」）が三二・二億円、東京都の補助金が〇・四億円、日野市補助金が七・七億円、保留地処分金が概算約三八・七億円となっています。（資料③）※

※ただし、資料③に示された資金計画は、当初の予算額から何度も増額された結果のものです。その過程で、不審

＜参考資料―①＞「土地区画整理組合」とは？

土地区画整理（区画整理）は、「土地区画整理法」に基づいて、各自治体の「都市計画区域」にある土地について、公共施設の整備や改善、宅地の利用の増進のために行う公共事業です。

土地区画整理組合（組合）は、区画整理を行う主体として、この法律に定められた組織です。

組合は、計画地域の住民（土地の所有者、借地権者など）が7人以上で計画を立て、組合の「定款」を作り、市を通して都道府県知事に申請し、認可を得て設立されます。



▲川辺堀之内土地区画整理組合の事務所

なことが次々に起こりました。そのこ
とは、この後で伝えていきます。
そして現在、事業費から見た区画整理事
業の進捗率（しんちよくりつ）は、二〇一

資料 3 川辺堀之内区画整理事業 資金計画			
科 目 等			金額（億円）
総事業費			78.9
収入 内 訳	国 庫	公共施設管理者負担金 a	32.2
	東京都	補助金	0.4
	日野市	補助金	7.7
	保留地処分金 b		約 38.7
a 公共施設管理者負担金（公管金） 区画整理事業によって公共施設用地を得る者が負担する金額のこと。（この場合は国道用地なので国が負担する）			
b 保留地処分金－住民の提供した土地を売って得た資金 計画地内の土地所有者が、一定の率（減歩率）で、無償提供した土地（保留地）を処分することで得られる収入のこと。			

八年末で八八％となっており、事業は最
終局面に入ったとされています。

◆ここでも巨額の「公金」が動いている

資料3から分かるように、この区画整

理事業の資金は、費用全体の約半分が計
画地域の住民が提供した「保留地」の処
分金であり、残りの約半分が全市民が納
めている税金（国税・都税・市税）でま
かなわれる事業です。まさに「公金」そ
のものによる公共事業なのです。

ところが、ここでも信じられないよう
な「不正事件」が起きていました。

1 河内氏が「組合」から受け取った

一億八千万円をこえる不正な報酬

先に見たように「市立病院院長相談役
だった」河内久男氏は、「法律違反の兼
業」で区画整理組合（以下では「組合」
の「理事長相談役」となりました。

その河内氏に「組合」が支出した報酬は、
二〇一二年から二〇二〇年三月までの八
年間余で二億一五〇〇万円余にのぼって
いました。

ところが、そのうち一億八三二四万円余

については、理事会が承認していない不当
な支出であったとして、昨年・二〇二〇年
の一〇月に「組合」は、河内氏に対して「返
還」を求める訴えを東京地裁に起こしたの
です。

次のページの資料4は、第三者調査委
員会が二〇二〇年二月に明らかにした河
内氏の報酬などを年別にまとめたもので
す（ただし、二〇一八年までの総計一億
七二九三万九〇七九円の内訳です）。

この資料4によって、「組合」から河内氏
に渡されていた、報酬の流れをたどって
みることにしましょう。

◆六年の間に年収が五倍を超えた！

理事長相談役についた二〇一二年度の報
酬は、月額二一万円余×八カ月で一七二万
円余でした。

ところが翌二〇一三年度には年額で八
七三万円、二〇一四年度には一八〇二万円、
二〇一五年度二七四八万円、二〇一六年度
三二二八万円、二〇一七年度四四〇七万円、
二〇一八年度四一六〇万円と、うなぎ上り
でふくれ上がっています。

ために、二〇一三年度の基準で年収の

資料４ 総額は１億７千万円を超えていた

河内氏に区画整理組合が支払った報酬等の実績<2012～2018> (円)

対象年度	給料・手当等 ①	給料・手当等 ②	給料・手当等 ③
2012	172 万 8000	—	—
2013	379 万 8000	233 万 8110	—
2014	540 万 6000	683 万 8745	33 万 0000
2015	660 万 9000	987 万 7900	203 万 2000
2016	687 万 6000	872 万 5368	366 万 2000
2017	904 万 5000	1306 万 9495	439 万 1500
2018	1224 万 9756	1334 万 5668	105 万 0000
合 計	4571 万 1756	5419 万 5286	1146 万 5500

対象年度	賞 与 ①	賞 与 ②	賞 与 ③
2012	—	—	—
2013	19 万 6000	63 万 8520	—
2014	259 万 3400	285 万 9487	—
2015	337 万 4600	559 万 2868	—
2016	366 万 7200	746 万 8174	88 万 2000
2017	507 万 9000	990 万 7140	258 万 2698
2018	484 万 8600	1011 万 2850	—
合 計	2152 万 2800	3657 万 9039	346 万 4698

対象年度	各年度の総額 [給料・手当等①～③＋賞与①～③]	倍 率 ※
2012	172 万 8000	—
2013	873 万 4630	1.00
2014	1802 万 7632	2.06
2015	2748 万 6368	3.15
2016	3128 万 0742	3.58
2017	4407 万 4833	5.05
2018	4160 万 6874	4.76
総計	１億７２９３万９０７９円	

◇「第三者調査委員会報告書」により作成

※倍率は参考資料として付け加えたものです。

倍率を見ると、二〇一七年度に五倍を超えていることが分かります。

一体なぜ、マジックとも言えるような会計操作ができたのでしょうか。

◆年収は、こうしてふくれあがった

河内氏は、「組合」との間でまず「委託契約」を結び、基本委託料と「業務の実績分に応じた委託料」を受け取っていました。

同時に「組合事務職員」としての扱いも受けて、本来は事務職員に支出される「報奨手当」や「休日勤務手当」などを名目とする手当まで受け取っています。

これらの額や基準は、正式な決定機関である理事会ではなく、議事録が残らない非公式の「理事監事協議会」に提案され、決められることもありました。

「理事監事協議会」に提案される議案は、「組合」事務局に日野市企業公社が派遣した職員らが河内氏の指示を受けて作成していたものと思われます。

また、河内氏の報酬は、人件費であることが分からないように、工事費や調査設計費などに盛り込まれていました。

第三者委員会の調査に対して、「組合」の

理事長は、「河内氏の具体的な報酬の金額を知らなかった」と述べています。

2 税の負担をおぎなう手当や

ニセの「証明書」による「脱税」も

「組合」は、二〇一七年度から二〇一九年度の三カ年、理事、理事長相談役、事務局職員などの報酬にかかる税の負担を軽減する目的で、「特別損失補償」と称する手当を出していました。

合計一五名に総額六一七四万円が支給され、このうち河内氏には、四四％にあたる二七二九万円が支給されています。

土地区画整理法は、建物移転などに対して地権者に「損失補償」を行うことを定めています。そこで、「特別損失補償」というまぎらわしい名称を使つて、不当な手当の実態をかくそうとしたものと思われます。

さらに驚くべきことに「組合」は、同じ期間、河内氏に八通、組合全体で合計五一通のニセモノの「公共事業用資産の買い取り等の証明書」を発行していました。

本来の「公共事業用資産の買い取り等の証明書」は、区画整理事業における地区内

の建物移転などで支払われた損失補償であることを証明する書類のことです。

確定申告のときに、この証明書を税務署に提出すれば、税を軽くしてもらうことができます。

内容的に全くニセの「証明書」を発行して、脱税を行っていたのです。

◆「組合」の事業費を

「職員互助会」に横流ししていた

このほかにも、理事長相談役の河内氏や理事、事務職員などで構成する「互助会」をつくつて、「組合」の事業費から毎月一〇〇万円の「助成金」を支出し、「商品券の購入」や「定期預金の積み立て」が行われていました。

いずれも、区画整理事業をよく知っている者でなければ思いつかないような犯罪的行為であり、フハイそのものです。

市とともに調査に入つた東京都は、当然のこととして「互助会」への助成や「特別損失補償」の返還を勧告し、すでに全額を返還させました。

また、ウソの「買い取り証明書」による「脱税」行為についても、確定申告の更正

手続きを行うよう指導しています。

3 なぜ、特定の二社が独占した？

―工事の入札談合についての疑惑

川辺堀之内の土地区画整理事業では、二〇一一年から二〇一九年の九年間に、二〇回にのぼる指名競争による工事入札が行われています。

二〇一一年に行われた入札では、A社が予定価格の八四％で落札しました（A社は倒産し、その後の入札には不参加）。

◆「落札率」が九九％になった

ところが、二〇一二年五月に河内氏が理事長相談役に就任した後に行われた一九回の入札では、落札率（※）がすべて九〇％台に上がり、特に二〇一三年八月に「予定価格の事前公表制」が導入されてからの一五回の落札率は、すべて九九％以上になりました。

※落札率 予算に計上した金額に対して

落札した金額の率をいう。

しかも、B社、C社の2社が交互に落札する形となっています。

市や都の補助金が入った工事における

入札は、市や都に準じた方式で行うことが指導されており、「組合」の「工事請負規程」でも、五社（一〇社）による指名競争入札を定めています。これは、「適切な競争で請負業者を決める」という法の原則から見ても、欠かせないことであり、「公金」による公共事業にとつては、絶対に守らなければならない基本的なルールです。

◆「組合規程」違反の入札や「談合」？

ところが、二〇回行われた入札のうち、三回は「規程」に反する四社の参加でした。

また五社以上が参加する入札でも、予定価格が公表されているにもかかわらず、予定価格をこえる「無効の入札」が行われたり、予定価格と同額の入札、あるいは「入札辞退」が行われるなど、公正な競争を成り立たなくさせる行為がくりかえされていました。

「受注調整をしていないか」という日野市の質問書に、「組合」は、「受注調整の事実はない」と文書回答しました。

しかし、職員へのヒアリングでは、「実質的に二社の競争となっていたことは「慣れ」の部分があった」「市内業者への発注に配

慮した結果だ」などと答えています。

◆なぜ「公正取引委員会」に通知しない？

公共工事についての公正な入札や契約のために、「公共工事入札・契約適正化法」が二〇〇〇年に制定されています。

そこには、国や地方公共団体に対して、入札談合などの行為があつたと疑うに足る事実があつた場合には、公正取引委員会に通知することを義務付けています。

<参考資料―②>「公正取引委員会」とは？

公正取引委員会（「公取」こうとり）は、「独占禁止法」（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）で、内閣府に置かれている機関です。

「公取」の任務は6項目で「不公正な取引方法の規制」「独占的状态の規制」にすることがふくまれており、日野市で起きた「不正事件」は、とうぜん対象になると見ることができます。

公取は、内閣機関の一つですが、独立した機関として、強い調査権限を持ち、結果の公表のほか、住民の公聴会をひらくこともできます。

また、公正取引委員会は「入札談合があると推測できる場合」の例として、「入札参加者の落札回数が均等となっている等、落札結果に何らかの規則性がみられる」などをあげています。

このように、川辺堀之内の「組合」で行われた一連の入札・契約は「入札談合があると推察できる」ケースであることは、まちがいありません。

日野市はなぜ、公正取引委員会に通知しないのでしょうか。

ここでも「日野市当局は、公金に対する意識がゆがんでいる」といわれても、仕方がないのではないのでしょうか。

4 不正や腐敗の土台にあるのは 豊かすぎる「資金計画」だった

「組合」についてこれまで見てきた不正や疑惑を書き出してみると――

◇河内氏への高額な「報酬」の支払い

◇理事や事務職員への「特別損失補償」などの法外な支払い。

◇「互助会」への助成金の毎月の支出

◇「入札談合があったのではないかと思われる」工事の入札と業者契約

などなどの例をたどることができます。

◆豊かすぎる「資金計画」は どのようにしてつくられたのか

あきれるばかりですが、ではなぜ、これらのことを、当たり前のようにして実行できたのでしょうか？

その答えはカンタンです。「組合」が豊富な財源を持っていたからです。

しかしいま、全国的に見ても、資金難におちいる区画整理事業が多い中で、どうしてこのようなことが可能になったのでしょうか。

資料5では、あらためて川辺堀之内の土地区画整理事業の資金計画の変化を示すことにしました。この資料によって、資金計画の流れを見ましょう。

二〇〇八年―総額は六四・三億円

二〇〇八年四月に、国土交通省から受けた「公管金」（公共施設管理者負担金）この場合は国道用地取得のための資金）の内示額は二五億円でした。

これに、日野市からの補助金が三・六億円、東京都の補助金〇・四億円、公示され

資料5 9年間で14億6千万円が増額された 川辺堀之内の区画整理事業の資金計画の変化の流れ (円)					
計画年次	総 額	国 庫 「公管金」	東京都 補助金	日野市 補助金	保留地 処分金
2008 年	64.3 億	25.0 億	0.4 億	3.6 億	35.3 億
2009 年	68.2 億	29.2 億	0.4 億	7.0 億	31.6 億
2017 年	78.9 億	32.2 億	0.4 億	7.0 億	38.7 億
日野市の資料から作成 金額が変化した流れは、本文に詳しく書いてあります。					

た地価をもとに算定した「保留地処分金」を三五・三億円と見込んで、事業資金の総額を六四・三億円と見積もっていました。

二〇〇九年―総額が六八・二億円に

次に、東京都から事業認可を受けて二〇〇九年に策定された「第一回資金計画」段階における収入見込みです。

まず総額が六八・二億円に増えています。内訳を見ると、国の「公管金」が四・二億円増えて二九・二億円に、日野市の補助金が三・四億円増えて七億円になりました。その一方で「保留地処分金」は、三・七億円減って三一・六億円と見積もられています。

こうした二〇〇八年から二〇〇九年への資金計画への変更は、なぜ行われたのでしょうか。

その事情が、市当局が市議会に提出した「打合録」（二〇〇八年五月）などから、日野市役所のなかで、次のような検討を行っていたことが分かってきました。

① 国交省に対して「公管金」の増額を要求することにして、交渉するための足場として「公管金」の予算額を二九・二

億円に引き上げる。

② 事業を安定、安全に運営するために、「保留地処分金」について実際の地価の公示価格よりも低めに設定し、三・七億円の減額を行う。

③ 交渉によって「公管金」が引き上がりなかった場合の「保険」として、市の補助金を三・四億円増やしておく。ところが、その後さらに事業資金は大幅に増額されていきました。

二〇一七年―総額が七八・九億円に

次は、二〇一七年に策定された第五回資金計画ですが、総額が七八・九億円と大きくふくれ上がりました。

その内訳は、次のようになっていきます。

第一に国庫の負担である「公管金」が確定して、三二・二億円になりました。

これは当初の内示額二五億円から見て、七・二億円という大幅な増額です。

第二に、保留地処分が順調に進んで、第一回資金計画よりも七・一億円も上まわる三八・七億円を見込めることになりました。

このように、国庫負担と保留地処分金の増額、さらに日野市からの補助金が倍近くに増額されて、当初の計画に比べ、大幅な

収入増が見込まれることになったのです。

◆「公金」を食い物にする集団か？

なぜ、市に「補助金」を返さない

ここで、根本的というべき、大きな疑問がわいてきます。

このように、大幅な収入増が見込めたのに、「組合」はなぜ、市からの補助金を返さなかったのでしょうか？

少なくとも、国の「公管金」が引き上げられなかった場合の「保険」として計上した日野市からの三・四億円は、減額すべきでした。しかしまったく逆に、市の補助金はまたも〇・七億円増額されています。

じつは、その前年二〇一六年の「組合」の総会直前まで、市の補助金をさらに二・一億円引き上げることなどを内容とする「事業計画変更の議案」が準備されていたことが明らかになっています。これについては、市が同意しなかったもので、「マボロシの計画」となりましたが、「組合」は補助金のさらなる増額を要求し、市に働きかけていたのです。

こうして「公管金」と保留地処分金を合わせると、二〇〇八年の見込みに比べ

て、一〇・六億円もふくれ上がる、大幅な増額になりました。

しかも、市の補助金が削減されることはなく、七・七億円と当初の見込み額の二倍以上になっています。

このようにしてつくられた「豊かな事業資金」が、不正やフハイの土台になった可能性があるので。

5 河内元副市長、堀之内元副市長は
どのようにかわったのか？

ここで、こうした流れを可能にした二人の主体者を見ることにします。

川辺堀之内の区画整理には、日野市内の区画整理事業に長年かわり、区画整理の制度に精通した二人の元副市長が深く関わっていました。

河内久男氏は――

馬場市政において、二〇〇九年六月までの一二年間にわたって副市長をつとめていた河内氏は、二〇〇五年の都市計画道路（国道バイパス延伸部）の事業化から、二〇〇九年三月の「組合」設立による事業認可に至るまで、この川辺堀之内

の土地区画整理事業を推進する中心に立っていました。

堀之内和信氏は――

馬場市政で、河内氏とともに、市内各地の区画整理事業に長年たずさわっていた堀之内氏は、二〇〇七年三月に市役所を退職した後、同年四月、市の外郭団体である日野市企業公社（「企業公社」）の社長に就きました。

◆すべては「組合」から「企業公社」
への全面的な委託から始まった

堀之内氏の社長就任と同時に、「企業公社」は川辺堀之内の「組合」の設立準備会との間で、「組合設立認可申請作業」の委託契約を結び、東京都に対する設立認可申請の事務にたずさわりました。

そして、二〇〇九年四月に組合設立認可を受けると、「企業公社」は「組合」との間で「業務・事務委託契約」を締結して、川辺堀之内土地区画整理事業の全面的な委託を受けることになりました。

第Ⅰ部にあるように、河内氏は、二〇〇九年六月、副市長を退任した後、二〇一三

年三月まで日野市立病院の経営専門監を務めます。そして、その退任後の同年四月からは、臨時職員として市立病院長相談役になりました。

そして、二〇一三年五月から、川辺堀之内の区画整理組合（「組合」）の「理事長相談役」に就任します。（※）

※これが違法な「兼業」だったことは、第Ⅰ部で見た通りです。

◆河内氏を「組合」の理事長相談役に
推せんしたのは堀之内氏だった

じつはこの時、「組合」に対して河内氏を「理事長相談役」として推せんしたのは、ほかならぬ企業公社社長の堀之内氏でした。これによって「組合」と「企業公社」の間で結んでいた業務・事務委託契約の一部が、「河内氏との個人委託契約」に切りかえられたのです。

河内氏が理事長相談役になった翌月、二〇一三年六月に堀之内氏は企業公社の社長を退任して、馬場市長の後を継いだ大坪市長の下で副市長に就任しました。

そこで堀之内氏は、こんどは日野市政の最高幹部として、市政の側から区画整理に

関与することになったのです。

こうした経過をふりかえると、河内氏と堀之内氏の二人の元副市長が、一方は副市長から「区画整理組合の理事長相談役」になり、一方は「市の企業公社の社長」から副市長に就いて、ある時は日野市政の立場から、ある時は受託企業の側や「組合の理事長相談役」として、みごとに息を合わせつつ、コンビとして仕事を進めていったことがわかります。

◆日野市の補助金の支出にも疑問が？

「組合」に対する日野市の補助金の出し方にも、疑いがあります。

市の補助金の大ワケは資金計画で決められますが、実際の支出は、「要綱」（「日野市土地区画整理事業助成要綱」）が定めている「事業内容のなかの個々の助成対象」や「基準」などに基づいて行われます。

ところが、二〇一二年、二〇一三年度には、当時の「要綱」では助成対象となっていなかった「六メートル未満の街路築造工事」や「水路築造工事」に対して、補助金が交付されていたのです。

明らかな「要綱」違反であり、なんらか

の力が働かなければ、起きるはずのないことでした。

★ここで二つのトピックス！

へその1へ

区画整理の「事業資金計画」作りに、二人の元副市長が直接関係していた先に見た川辺堀之内の区画整理の「事業計画」の見直し・変更には、当時日野市の副市長だった河内氏と企業公社社長だった堀之内氏が、市役所の区画整理課の職員と共に同席し、協議を行っていたことが、市議会で確認されました。（二〇二〇年一二月市議会での市の答弁）

へその2へ

警察による河内氏のタイホの理由は事業費に組み込んだ報酬のサギ！

ことし二月一七日に、河内氏と企業公社の元職員二名が警察にタイホされました。元公社職員のうち一人は、かつて日野市役所で部長の職にあった者でした。

◆タイホの理由はこれだ！

三人のタイホの直接容疑は「サギ罪」で

すが、その内容は次の通りです。

川辺堀之内の区画整理の「第五次事業計画」（二〇一七年）において、自分たちが受け取った多額な報酬を、「人件費」と分らないように「工事費」などに組みこませて計画の水増しをし、補助金の一部をダマシ取った！。

この事態を前にして大坪市長は、ウソの事業計画を「見抜けなかった」「審査体制に問題があった」といいました。「サギの被害者は日野市」であり、職員たちの「審査体制」に問題があった、というのです。

けれども、先に見たように、「事業計画」の決定や見直しは市役所で行われており、最高幹部である元・現の副市長二人が具体的に関わっていました。そして馬場市長も大坪市長も、決裁者の職にありました。

◆大坪市長はやっと「責任」を認めたが…

ことし二月二六日の市議会で、大坪市長は「私が引き起こした事件」であると発言しました。ついに認めざるを得なかったのです。しかし、全体の経過についての説明は、はじめられたばかりです。

◆日野市企業公社は、1991年に設立された組織で、「日野市のあらゆる施設管理運営事業等の公共事業に関して、公平な市民サービスを提供する」ことを目的にしています。発足時は任意団体でしたが、1995年に株式会社になりました。資本金は3000万円、出資者は日野市です。

◆現在、日野市に直接関連した、「福祉」「市役所支援」「展示」「観光」「清掃」「公共設備の保守・管理」「まちづくり」などの事業分野で委託された事業を展開しています。このうち、「まちづくり」では次の実績があります。

川辺堀之内土地区画整理組合設立認可事業、区画整理施工管理事業（日野駅北地区、平山地区、東豊田地区、東光寺上第1地区、日野台二丁目地区）、公共施設小規模修繕等完了検査事業、豊田南地区豊田駅周辺高度利用調査事業



▲高幡不動尊は日野市のシンボルの一つです

第Ⅲ部

市立たかはた保育園の廃止と民営化

―そのカゲで進められた「不法な事業」とは

高幡不動尊（高幡山明王院金剛寺）のご厚意で、その敷地の一部を借りて、半世紀以上も開設されていた「日野市立たかはた保育園」が廃園になったのは、二〇一四年の四月のことです。

◆「保育園廃止」―子どもらの権利は？

市から園児の保護者に対して「借地を返還するために廃止し、その機能を代替する民間保育園をつくる」との説明があったのは、廃止になる二年前、二〇一二年三月のことでした。

通園している保育園がなくなり、園に移るようにせまられるのは、子どもにとっても保護者にとっても、これまでの生活を変える、たいへんなことです。

二〇〇九年一月に、横浜市立保育園の民営化をめぐる裁判で、最高裁判所が次の判決を出しました。

「特定の保育園で保育を受けている児童と保護者は、期間満了（卒園）まで保育を

受けることを期待できる法的な立場にある―」

この判決から見ると、市立たかはた保育園の突然の廃止は、明らかに子どもや保護者の権利をうばうものでした。

とうぜん保護者たちからは、日野市に対して、次のような要望が出されました。

「せめて新設する民間保育園の選定には、当事者である保護者を参加させてほしい」「保育の質を守るために、保護者の意見を反映した、新しい保育園についての『ガイドライン』をつくってほしい」…

しかし日野市は、「時間の余裕がない」といって、こうした保護者の要望をすべて無視しました。

◆河内氏が「市長の特命」で…

二〇一二年四月に「市立病院長相談役」になっていた河内氏は、この市立たかはた保育園の廃止・民営化についても、深くかわっていました。

それがオモテに出てきたのは、市立病院における河内氏の「兼業と二重報酬」が市議会で問題になった、二〇一九年以降のことです。

河内氏は、(第Ⅰ部にある)第三者調査委員会が行ったヒアリングで、「市立病院・院長相談役」をつとめながら「区画整理組合」や「保育園の機能移転」などにかかわったのは、「市長の特命」によるもので「公務」だったと説明しました。

金剛寺と市の間の「借地返還」の約束期限が二年後にせまるなかで、「市立たかはた保育園の廃止と民営化を進める」ために、馬場元市長や大坪現市長は、「公務」として指示したかどうかはともかくとして、「河内氏の力」に頼ったわけです。

しかしそれは、市民の目からかくれたところで、「法にもふれる強引な手法」によつて進める「事業」だったようです。

1 保育園を運営する法人を選んだ

不明な選定の過程と手続きの不正

日野市当局から市議会に出された資料で読むと、新しく開設される保育園の運営法人は、二〇一二年九月二十八日に開かれた「たかはた保育園機能移転に伴う受注法人選考会」(「法人選考会」)で決定されたことになっています。

この選考会で選考委員を務めたのは、次

の五名の人たちでした。

・日野市(三人)

子ども部長・健康福祉部長・保育課長

・ひのつ子すすくすくプラン

推進協議会会長

・日野市民生児童委員協議会会長

◆運営法人を決める選考の基準は？

この選考会に向け、八日前の九月二〇日に子ども部保育課が作り、役所内で決定した「法人の選考基準」があります。

その「たかはた保育園機能移転に伴う受託運営選考に係る基準」には、次のことが書かれています。

◇選考会で行うこと

・運営候補法人による

プレゼンテーション

・選考作業選考

・結果報告

◇選考する運営法人

・民間保育園連合会から推薦があったもの

◇選考手順

・あらかじめ市が定めた「法人選考基準表」に基づいて採点する

・合計点数の高い者とする

◆選考委員会が開かれる三日前に
受注する法人が決まっていた！

ところが最近になって、「選考会で運営
法人を決定した」という説明をくつがえす
資料が発見されました。

この文書は「たかはた保育園機能移転に
伴う確認書」といいます。

二〇一二年九月二五日の日付で作成さ
れ、当事の馬場市長（甲）と、用地の地主
（乙）、保育園を運営する社会福祉法人（丙）
の三者が押印した「確認文書」です。

その文書で「確認されたこと」は、次の
四点でした。

1 市は、地主（乙）に保育園園舎の確保
をお願いし、社会福祉法人（丙）には保
育園の設置・運営をお願いすること

2 地主（乙）は、自身の土地を中心に「現
市立たかはた保育園と同規模以上の保
育園舎」と「経営を予定している診療所」
を建設すること

3 社会福祉法人（丙）は、市の依頼を受
け、地主から保育園舎を借り受け、保育
園を設置・運営すること

4 市は社会福祉法人に対し、予算の範囲

内で助成すること

これらの四点が、三者によって確認され、
押印されていたのです。

（馬場市長は、当然のこととして日野市長
専用の印鑑Ⅱ「市長公印」を用いていまし
た。この文書が、甲・乙・丙などの文字を
用いて、法的・公文書的になっていること
にも注目しておきましょう。）

つまり、新しい保育園運営法人を決定す
るはずの「選考会」の三日も前に、運営法
人はすでに決定しており、馬場市長との間
で確認書を結んでいたことになります。

これは日野市自らが定めた選考手続き
に違反する「不正行為」そのものですが、
それを市長自身が行っていたのです。

このように、保育園の運営法人の選考の
実態は、市民からも議会からも、全く見え
ないものでした。

◆新保育園の運営法人を推せんしたのは
保育園の用地の地主だった

では、それをおおいかくすために、どん
な経過で「選考された」ことになっていた
のでしょうか。

二〇一二年八月三〇日に、日野市民間保

育園連合会から市に対して、「推薦文」（日
野市立たかはた保育園機能移転に伴う運
営法人について）が提出されています。

この内容は、次のようなものでした。

1 市が、二〇一二年一月、民間保育園連
合会に対して、たかはた保育園の借地返
還に伴う移転先の確保などについての
協力要請を行い、民間保育園連合会とし
ても、土地の確保などについて調査・研究
をしてきたこと。

2 民間保育園の移転先となる土地の「地
主」から市に対して、「保育園を運営する
法人」についての提案が行われ、市がそ
の社会福祉人について検討しているとい
うことが、市から民間保育園連合会にあ
ったこと。

3 民間保育園連合会として検討をした
結果、その「地主」が提案した社会福祉
法人は、保育実績などから市立たかはた
保育園の機能移転先として最適である
との結論に達したこと。

ここから、次の「経過」が分かりました。
① 社会福祉法人は、まず保育園の移転先の
用地の「地主」が市に提案したこと。

② 市から民間保育園連合会に対して、そ

の法人名を挙げて、連合会として推せんしてほしいと依頼したこと。

③ 民間保育園連合会は、市からの提案のままに、その社会福祉法人が「最適」であると「推せん」したこと。

◆選考過程をかくすべし、なぜ必要？

こうして日野市は、「民間保育園連合会からの推せんがあつた」として、地主からの提案どおりに、保育園の運営法人を決めたのです。「受託運営選考に係る基準」も「選考会」も、こうした選考過程の真実を市民の目からおおいにかくすべしでしかなかったのです。

なぜ、そんなことをしたのでしょうか？

2 大坪市長の下で、

どんどんふくれ上がっていった補助金

そして次は、市立たかはた保育園の民営化のために支出された補助金のことです。予算案が、市議会に初めて出されたのは、二〇一三年三月のことでした。

それには、「たかはた保育園機能移転に伴う建設費補助」として、一億一四〇〇万円が計上されていました。

ここである「建設費補助」とは、地主が建設する（診療所もふくむ）複合施設のなかに、民間保育園を開設するために行う「内装工事」の費用一億七〇〇〇万円に対する補助のことです。

この予算案が最初に市議会に出されたのは、馬場前市長の任期最後の二〇一三年三月のことでした。

ところが、その翌月の四月に行われた市長選挙で当選した大坪市長は、この補助金をどんどん増やしていったのです。

◆増え続けていった「補助金」の額

まず、二〇一三年の一二月市議会に出された補正予算案で、内装工事費が二億四〇〇〇万円に増えたとして、補助金が二億一三〇〇万円と倍近くに増額されました。

これは、工事費を増額すれば有利な条件の補助制度が使えるとして、完成まで三カ月という時期になった段階で工事費を増額し、補助金を増額するという不自然なものでした。

さらに翌年二〇一四年の三月市議会に出された補正予算では、二億四〇〇〇万円の「前家賃」補助がつけられました。

内装工事は二〇一四年三月に、四月の開園をまえに完了しました。

◆ついに六億円になった補助金の額

ところがこの年の九月市議会の補正予算では、すでに工事が完了し、使用が始まっている保育園に対して「施設整備費補助（追加分）」として三五〇〇万円の予算が付きましました。

その結果、市の補助金の総額は六億円をこえる規模にまでふくれ上がりました。

これは同じ時期に移転・新築となった「市立たまだいら保育園」の総建設費の約三倍にのびります。

◆どう見ても異常な補助金ではないか

見たこともない高額な補助金は、当然のように、市議会で問題になりました。

アクセス道路の建設で

例えば、施設のアクセス道路の建設に一億円の補助金が計上されましたが、四メートルの私道を幅員六メートル（用地幅六・五メートル）に拡張するための用地買収や工事に対するものでした。

市の内部規定では、私道の公道への移管

に必要な費用は、すべて申請者（開発を進める事業者）が負担することになっていきます。しかし全額を日野市が負担しました。

家賃の補助でもへんなことが

民間保育園に対する家賃補助についても、これまでは「おおむね家賃の三分の一程度」とされてきました。

ところがここでは、月額三九〇万円の高額な家賃のうち、市が家賃の三分の二を負担し、しかも、そのうちの三分の一は一五年間分を一括し、二億四〇〇万円を「前家賃」として市の負担で支払い、さらに残りの月額二六〇万円の二分の一に当たる一三〇万円を「市の補助」として支払うことになりました。

その結果、法人の家賃負担は、三分の一の月額一三〇万円におさえられました。

◆日野市の「補助金規則」にも違反して

なかでも特に異常な補助金は、先にも書いた、工事が完了した後の「施設整備費（追加分）」でした。

二〇一四年九月の市議会で、市は提案理由として「鉄筋量の増加」とか「コンセン

ので、付け替え工事が必要になった」などと説明しました。

これに対して、「工事が終わっているのに鉄筋の増量か」「補助対象は内装工事のみ

資料6 どんどん大きくなっていった補助金の内容と予算額

市 政	議決した議会	補助の対象など	予 算 額
馬場市政	2013 年 3 月	内装工事補助	1.14 億円
大坪市政	2013 年 12 月	内装工事補助の増額	0.99 億円
		アクセス道路の整備	1.00 億円
	2014 年 3 月	家賃補助（前払い含む）	2.56 億円
	2014 年 9 月	内装工事補助の追加	0.35 億円
補助金総合計			6.04億円

であり、建物本体の工事費は補助対象ではない」「施行業者の工事ミスまで補助するのか」などと、疑問が続出しました。

補助の目的や内容が不明確だけでなく、特に問題だったのは、事業が完了した後の補助金の交付は「日野市補助金等の交付に関する規則」に、明確に違反するものだったのです。

しかし大坪市政は、「異常だ」という指摘に耳をかさず、これらの予算の議決を議会にもとめ、交付していったのです。

3 保育園の内装工事のときに

ほんとうに「競争入札」をしたのか

さらに問題とされたのは、内装工事などの業者の選定です。

東京都や市が補助金を出す工事では、工事をする業者の選定方法は、都や市の方法に「準じる」とされています。

この保育園の内装工事は、運営主体の社会福祉法人が工事業者と契約しましたが、市議会では「社会福祉法人は、どんな形で業者と契約したのか」という質問が出た時に、市当局は次のように答えました。

「市（の方法）に準じる形で、一〇社程度

の企業による入札」が行われたが、「入札の辞退者が多く、入札に応じた事業者も予定価格を上回ったので、一番低い金額の業者が、相談の上、落札業者となった。」(二〇一四年九月議会)

つまり、指名競争入札を行ったが、入札は不調となり、最低金額を入札した事業者との間で、話し合いによる契約(随意ずい契約)をかわしたと説明したのです。

◆ほんとうに競争入札をしたのか？

しかし市議会においては、そもそも内装工事で、本当に指名競争入札が行われたのか、という疑問が出されました。

そこで市議会では、市当局を通して「工事入札に関する書類を市議会に提供するように」と、社会福祉法人への申し入れを行いました。ところが二〇一四年一〇月、その法人から「提供できない」という回答が市に寄せられました。

市の補助を受けた工事の入札についての書類の提出を拒否する—こんなことが認められることはありません。

これについて、二〇二〇年十一月になって、市議会の求めに応じて日野市子ども部

が、その社会福祉法人の理事長へのヒアリングを行いました。

◆「入札には河内氏が立ち会っていた」

そのときに、法人の理事長は、次のように答えています。

- ・「入札には河内氏も立ち会っていた」
- ・「入札調書はない」
- ・「内装工事の契約は、本体(の建設工事)の施行業者と契約した」

市はこのいきさつについて、二〇二〇年一二月の市議会において、議員の質問に対して、次のように答えました。

「短かい工期の中で、事業を円滑にすすめるとともに、工期の短縮をはかるため、運営法人が複合施設の施行業者との間に、内装工事に関する契約を締結することを選択した。」

つまり、建物本体の施行業者に内装工事もさせた、というのです。

こうして「市の規定に準じる形で入札が行われた」という市の説明はウソだった、という疑いが一気に強まりました。

さらにまた、法人の理事長の発言にあった「民間団体と民間業者との契約の時にも、

河内氏が立ち会っていた」ということも、たいへんに重大なことです。

4 地主・開発業者・福祉法人・行政

—官民一体の「癒着・ゆちゃく」体制

これらの問題の経過を明らかにするために、市議会の求めに応じて市が提出した資料には、一連の会議資料(会議の議題などを示すレジュメとそこに書き込まれたメモなど)が含まれています。

この資料によって、地主、開発企業、社会福祉法人と行政(市役所)とがつながった「官民一体」の推進体制が、あらためて浮かび上がってきました。

人間の身体で、もともと関係のないはずの組織どうしが、病気のせいで結びつくことを「癒着・ゆちゃく」といいますが、まさにそのような結びつきです。

◆「公私混同」の事業内容をかかげた

プロジェクトチームが発足した

先に見たように、二〇一二年九月二五日、馬場市長、地主、社会福祉法人の三者の間で「確認書」が交わされ、一〇月一日に市立たかはた保育園に代わる民間保育園の

移設先と、保育園を運営する社会福祉法人の
名前が発表されました。

それから一カ月後の十一月一日、第一回「たかはた保育園の機能移転及び診療所建設定例協議会」（「協議会」）が、市役所502会議室で開かれていました。（資料7）
この「協議会」は、その名称が示す通り、市立たかはた保育園に代わる民間保育園の開設と、同じ建物に同居する診療施設の建設という、二つの目的を掲げた「プロジ

ェクトチーム」として発足しています。
ここで注目すべきは、第一回目の「協議会」から、開発業者である建物設計者、土地測量の業者が参加していたことです。
そもそも「診療所建設」は、日野市とは無関係な、地主による私的な事業です。また、建設を請け負う業者とは、その時点で日野市との契約関係はありませんでした。しかしここで、それらが全部ゴチャマゼになった「公私混同」の「プロジェクトチ

ーム」が立ち上げられたのです。
なぜこんなことになったのでしょうか？このナゾを解くカギは、またもや河内氏がにぎっていました。

◆癒着（ゆちゃく）のカギは、 河内氏がにぎっていた

市議会における質問に対して、市当局は、河内氏と「地主」の関係は、河内氏が市立病院に勤務していたことから始まった、と明らかにしています。

市立病院に「地主の親族」が勤務していたときに、河内氏に診療所の開設について相談したことから関係が始まったということです。（二〇二〇年二月市議会）

さらに、この市議会では、診療所が開設され、医療法人として認可された二〇一五年四月から二〇一九年一〇月まで、河内氏はその医療法人の役員（監事）を務めていたことも明らかにされました。

河内氏のこれらの行為は、地方公務員法違反の「兼業」だけではなく、「公務員は全体の奉仕者」という憲法の基本原則にそむく「一部の者（特定事業者）に奉仕する」行為であったことを、はっきりと示すもの

資料7 第1回「協議会」への出席者 河内氏と共に大坪現市長も初めから参加	
地権者 (地主)	●●●●氏 ●●●●氏 ■●■●■ [法人名]
保育園 運営者	●●●理事長 他1人
設計者	広建設計●●氏 他2人
測 量	都市調査測量●●氏
日野市	① 市立病院長相談役・ 河内久男 ② 子ども部長・●●●● 保育課長・●●●● 保育課課長補佐・●●●● ③ まちづくり部長・ 大坪冬彦 都市計画課長・●●●● 都市計画課長補佐・●●●● 都市計画課主査・●●●●●● 都市計画課・●●●●
「日野市資料」から作成 資料「たかはた保育園機能移転及び診療所建設定例協議」2012.11.16 開催 ●●、■●は、氏名にスミ塗りしたもの 太字は資料の作成者による。	

です。(※)

※日本国憲法 第一百五条2項

「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」

しかし、この「私的な関係」がプロジェクトの柱として位置付けられ、資料7の「協議会」の出席者で分かるように、行政の関係部署の職員たちも「職務として」参加することになっていきました。※

※資料7で、大坪市長が「プロジェクトチーム」に初めから参加していることを、あらためて確認しておきます。

5 行政と開発業者の無原則な一体化、

あからさまな癒着(ゆちゃく)の構造

この「協議会」で、かくれた「情報」を共有し、それを材料の一つとして協議し、事業全体を推進していく無原則な「協力的体制」がつくられていきました。

◆業者の責任で行う「住民説明会」について、市の職員が業者と相談する

たとえば「協議会」では、「日野市まちづくり条例」に基づいて開発事業者の行う「住民説明会への対応」についての協議も

行われていました。

開発業者が責任を持つべき住民説明会においては、市当局は業者と住民との間に立つて「中立の立場で」調整役を果たさなければなりません。ところが、都市計画課の職員が、住民の目が届かないところで、開発側の企業や事業者と直接的に情報を交換し、協議をくりかえしていたのです。

◆予算に計上する前に

業者と工事規模や金額を決める

またたとえば、二〇一三年一月二五日の「協議会」の会議資料には「保育園内装工事規模」として「一七〇、〇〇〇千円」などのメモ書きがあります。

しかし、この内装工事費一億七千万円は、その後に開かれた三月市議会に出された補正予算案ではじめて明らかにされたものです。その内容が、設計業務を受注する業者が参加する「協議会」で、二カ月前に示されていたのです。

そのほかにも、各種工事の入札予定や工事費用見積の概算額などが、これらの企業が参加する会議で協議されています。

まさに「行政と民間業者との癒着(ゆち

やく)」というべき無原則な関係が、ずっと続いていたということです。

もちろん、市の条例の規定に違反した行為です。(※)

※日野市まちづくり条例・第二条3項

「まちづくりは、市民、事業者及び市の相互の信頼のもとに、公正で透明な手続の中で情報を共有し、協働により行われなければならない。」

6 馬場市長からの指示を受けて

河内氏が仕切る「プロジェクト」

資料6にあるように、第一回の「協議会」に、市側メンバーのはじめに「市立病院院長相談役」として登場した河内氏は、その後の資料では、「調整推進者」という肩書に変わります。

市側の職員としてではなく、「プロジェクトチームの統括者」として、全体を取り仕切る役割をはたしていたことがうかがえます。

そして、会議資料には「文責・河内」と記入されているものもあります。会議の文書は河内氏が作成し、河内氏が会議を招集していたものと思われます。

会議資料によれば「協議会」は、二〇一二年一月二四日、一月一三日、二〇一三年一月二五日と三回開かれました。

その後、二〇一三年二月二三日からは、「たかはた保育園機能移転（民設民営）工程会議」と名称が変わり、三月一九日、四月一七日、五月二八日、六月二二日と継続的に開かれています。

◆「協議会」に企業公社の堀之内社長も
工事請負企業の代表も参加していた

そして、一月二五日の会議からは、新たに施工管理などを請け負った日野市企業公社社長の堀之内和信氏（後に副市長）が参加し、六月二二日には建物工事を請け負うことになったA社（※）の代表も参加していました。

※A社は、第Ⅱ部で見た、川辺堀之内区画整理で工事を独占的に受注している二社のうちの二社です。

◆馬場市長の指示のもとで

河内氏が統括して進めていた

二〇一二年一月一三日の会議資料には、「調整推進者」として河内氏と都市計画

課職員の名がありますが、会議に先立つ二月四日に馬場市長と打ち合わせを行ったと記入され、市長との間の「確認事項」を報告する形で会議が進められています。

また、一月二五日の会議資料には「本日は市長召集の打ち合わせ」とのメモ書きがあります。さらに一月二八日付の「市立病院院長相談役 平成二五年一月二回目の報告」と題した文書には、「市長へ口頭で報告、了承」とのメモ書きが残っています。

これらを見ると、会議は馬場市長の指示のもとに開かれ、河内氏が統括役を果たして進められ、結果は河内氏を通して市長に報告されていたことが分かります。

◆市役所組織と職員を動員

そして建設事業の現場では、市役所・子ども部の職員が「（地主の）敷地に立ち入るな」の看板を立てていたときに、住民にとがめられる出来事も起きています。

保護者や住民との関係から、事業に対して疑問を持つ職員もいたようです。しかし、「市長の特命」で事業を統括する河内氏の指示には、従わざるを得なかったものと思われま



まとめ

いまこそ、大坪市政の責任を問わなければ —これだけの問題を見過ごしてきたのはなぜか—

ここまで、市立病院の経営、土地区画整理事業、保育園移設などの分野で起きた、「公金」を動かした数々の不正事件を見てくださいました。

そこには、いくつかの特徴があります。
① 河内久男元副市長が深くからみ、自己利
益的な行為もしていたこと。

② 堀之内元副市長もあれこれの場面で、共
同した動きをしていたこと。

③ 馬場元市長、大坪現市長が、事件の原因
となる任命行為や政策的指示を出して
いたこと。

④ 大坪市長が、議会からの指摘に対して、
不正をただす姿勢に欠けていたこと。

これらのいずれも、憲法、地方自治法、
地方公務員法の規定、また財政についての
法制度の原則をいちじるしくゆがめ、ある
いは無視する行為でした。

それは市民の立場から、とうてい許すこ
とができない恥ずべき不正行為でした。

そこで、あらためて事件の主な点を振り
返って「まとめ」としますが、何といて
もここでは、いま日野市を動かしている大
坪市政の姿勢からはじめることにします。
※これまでの話題と重なることが多いこ
とを、お断りしておきます。

1 大坪市長は、市政をゆがめ、 補助金を水増しした当事者だった

現市長の大坪冬彦氏は、昨年秋の市議会
において、「市立たかはた保育園の廃止、民
営化」に河内氏がどのように関わったのか
について質問された時、「関わりが具体的
にどのようなものであったかは把握（はあ
く）しておりません」と答えました。（二〇
二〇年九月議会）

しかし、これまで見たように、会議資料
には、最初の会議から、当時の肩書のつい
た「まちづくり部長・大坪冬彦」が、都市
計画課などの職員を引き連れて参加して

いることが、明らかにされています。

これで分かるように、大坪市長は「把握
していない」どころではなく、「河内氏がど
んな役割を果たしていたのか」について最
もよく知る立場にいたのです。

◆河内元副市長の力に頼って進める

二〇一三年四月の市長選挙で、大坪氏は
馬場氏から市政を継承します。

多くの政策課題があるなかで、「市立た
かはた保育園の廃止と借地の返還、それに
代わる新たな民間保育園の開園」という計
画は、期限が一年後に迫っており、市長と
しての責任は重いものでありました。

しかもその段階で、工事は大幅におくれ
ていました。

二〇一三年四月一七日付の会議資料に
よれば、六月一日の着工をめざすことにな
っていたのに、開発許可や建築確認などの
手続きがすんでいません。

また、五月二八日付の会議の資料を見る
と、建設事業者との契約のおくれについ
ての協議とともに、「保育園内部工事は、一
社随契で都と市の了解を得る」などの書き
込みがあります。（※）

※「一社随契（いっしやずいけい）」

ここであらためて「随契（ずいけい）」＝随意契約（ずいけいやく）とは、本来行うべき「数社以上による競争入札」ではなく、あらかじめ事業を請け負う業者を決めておいて、その業者との間で任意に契約を結ぶことをいいます。

公的な建設工事であっても、災害からの復旧工事など、急がなければならぬ事情がある場合などに随意契約が認められています。

また、随意契約であっても二社以上と接触して、より良い契約内容を目ざすのですが、それを行わずに、予定していた一業者とのみ交渉して契約を締結することを、「一社随契」といいます。

さらに二〇一三年六月二二日の会議資料には、保育園内装工事の契約日について「七月一九日午前一〇時、組合」（契約場所は川辺堀之内の「組合」事務所だった？）と書き込んでいます。これだけでも二カ月近いおくれになっていました。

こうしたこともあって、大坪市長としては、プロジェクトチームの統括者である河内氏を頼らざるを得なかったものと思われれます。けれども、こうした状況だからこそ法規を守って仕事を進めるように、組織

全体をひきしめるべきでした。

まして、先に見たような「指名競争入札のフリをした一社随契」などは、公的補助金を使った工事としては、法制度上で絶対に許されないサギ的な行為です。

◆「カッコウは良くない」と言いつつ

河内元副市長の言いなり予算を計上

また、馬場市政のときに民間保育園建設に付けた一億一千万円の補助金は、大坪市政の下で次々に増額され、一年半のあいだに六億円余をこえる金額になりました。

じつは大坪市長も、この補助金の増額が「不自然なもの」だということを、ハッキリと理解していました。

たとえば二〇一四年の九月議会で、保育園の工事が完了したあとに「内装工事の追加補助」を行う補正予算案を提出したときに、次のように発言しています。

「適正な手続きで法人に申請してもらったことが、これから出てくる……」（「補助金を受け取る法人からの「補助の申請」は出ていないのに、補助金を計上した）。

「（工事が）終わった部分に対する（補助金の）支出という部分は、あまりカッコウの

良い部分ではございません」

つまり大坪市長は、半年も前に終了した工事に対する補助金を出すのは「カッコウは良くない」と認識し、「適正な補助金申請の手続きをしていない」社会福祉法人を特別に優遇していることを、良くわかったうえで補助金を付けたのです。

◆背景に「癒着（ゆちゃく）チーム」が

この背景に、馬場市長の指示を受けて河内氏が取りしきる「官民癒着（ゆちゃく）チーム」があったことは、すでに見たとおりです。そして大坪市長自身も、市の「まちづくり部長」として、初めからこのチームに参加、中心的役割を果たしていました。またさらに、馬場氏から市長職を受け継いだあとも、河内元副市長の力に頼ってこの事業を進め、その言いなりに「補助金の水増し」をはかったものと思われれます。

2 大坪市長は、ゴマカシ続けることができると思っているのか

大坪市長は、河内元副市長らの不正事件が、明るみに出てきた昨年、二〇二〇年二月の市議会を前にして、市役所の全職員

に対する「市長から職員へのメッセージ」を出しました。

◆大坪市長の「職員へのメッセージ」は河内氏について、どう語ったのか

その中で河内氏について、次のように述べています。

絶対的権限を行使していた

「河内氏は平成二十一年（二〇〇九年）五月まで三期にわたり日野市助役・副市長として市政全般を牽引：牽引というより当時の市長以上に市政全般を牛耳っていた、絶対的権限を行使していた」

圧力の行使や、たくみな言葉使いで

人の行動をあやつる技を使う人

「病院の職員に対しても影響力を持ち、院長のサポートという名目で、医師を含めた医療関係者へ巧みにアプローチし、強い影響力を行使」

「経営上の一定の成果を出しておりましたが、その手法は、圧力の行使や言葉巧みに人の行動を操る技を駆使したもので：容認できるものではありませんでした」

そして、大坪市長自身の河内氏への対応について、次のように「反省」を述べてい

ます。

◇「平成二五年（二〇一三年）四月に市長に就任した私は、市立病院における河内氏の影響力は認めつつも、いつまでも河内氏の力に頼った運営を続けるわけにはいかない、という問題意識を持っていました。」

◇その一方で強引に退任を迫ることは、市立病院を混乱させ、運営に支障をきたすおそれもあること：がありましたので許容していたところもありました」

◇「私は市立病院の最高責任者、設置者であるにもかかわらず、河内氏への賃金・報酬の支払いについて特段の報告を求めることもせず、現場に任せきりにしていた：」

◇「言い訳になりますが、まさかこの間明らかになったようなことが行われているとは、夢にも思っておりませんでした」

◇「このあたりは私の甘さであり、それが河内氏が特別な存在でありつづけることに、力を貸してしまったわけであります」

その上で大坪市長は「コンプライアンス（法令を守る原則）」について以下のよう

◆事件の「真相」は、職員と住民の感覚がマヒしていたことにある：!?

「市立病院という密室の中で：土地区画整理組合事務所という密室の中で：普通の職員や善良なる地域の住民が、コンプライアンスの感覚を麻痺（マヒ）させてしまった、というのがこの事件の真相であると思います。」

また、大坪市長は、「市政全般を牛耳って」

「絶対権限を行使し」「圧力の行使や言葉巧みに人の行動を操る技を駆使」した河内氏が「悪の根源だ」といいます。そして、その悪行について「報告も求めず」「現場任せに」し、「夢にも思って」いなかったことは、自身の「甘さ」だと「反省」します。けれども、このような悪行を許した「真相」は、職員や住民の「コンプライアンスへの感覚麻痺」にあったと言いました。

◆市長自身のコンプライアンスは？

すでに見て来たように、「市立病院の経営改革」、「川辺堀之内の区画整理事業」、「たかはた保育園の廃止と民営化」などの現場で起きたことは、河内氏一人の個

性の特異性、あるいは「市長の甘さ」だけで説明できるものでありません。

ましてや「職員や住民のコンプライアンス感覚」の問題にすり替えるなどは、とんでもないことです。

そもそも地方自治体の長は、住民全体に対する奉仕者であると同時に、地方自治法によって「その自治体をまとめ、代表する」位置にあります。

コンプライアンスを語るなら、真っ先に自分自身に言わなければなりません。

◎「性善説」ではハナシにならない

大坪市長は「河内氏逮捕」の時の記者会見で「性善説」を口にしました。市の職員などを信頼してきた結果、と言いたかったのでしょうが、問題の本質が理解できていないことを、あらためて示しました。

真面目な職員でも、その仕事でカン違いすることは、だれにでも起こります。

しかし公的制度に基づく事業であり、支出するのは「公金」です。「ウツカリした」などの言い訳は、絶対に通用しません。

だからこそ「監査委員」の制度を設けたりしているのです。その原則に立たない者に、決済者＝市長の資格はありません。

3 コンプライアンスを捨てたのは

二人の市長と副市長たちだった！

もちろん、この後でさらに見るように、「法令を守る＝コンプライアンス」というのは、民主的な社会にとって、決定的なことです。そしてその土台は憲法です。

しかしコンプライアンスは、住民や職員にお説教をすることではなく、権力や権限をゆだねられている立場にある者が、まず第一にわが身をただす原則です。

それは、日野市ならば、市長であり、市の幹部であり、市議会議員なのです。

◆全く文書が見当たらない「公金支出」

たとえば、先にくわしく見たように、市立病院での河内氏には、臨時職員としての賃金とは別に、日額六万円の手当を月八回から一〇回支出していました。

この手当については、法律や条令に基づく根拠がなく、誰がどのような経過で決めたのかも不明となっています。

しかも「公金」の支出に欠かせない「契約書」や「決裁文書」もありません。捨ててしまったのか、もともと無かったのかは

分かりませんが、出てこなかったのです。

◆「市長の特命」をふりかざして

河内氏は、第三者調査委員会のヒアリングに対して、「日額六万円の手当」は、市立病院の職務のほかに「市長の特命」で、区画整理や保育園などの仕事を「公務」として行っており、それに対する当然の報酬であつたと主張しています。

すると「市長の特命」「公務」は、一連の疑惑を説明するキーワードということになります。

第三者調査委員会は、馬場元市長に対して「川辺堀之内区画整理への河内氏の関与は『市長の特命』だったのか」との質問を行いました。

これに対する馬場元市長の答えは「私が言ったのかもしれませんが、文書はつくっていない」とあいまいでした。

保育園の事件については、河内氏が、文字通り「市長の特命」で「調整推進者」をつとめ、事業を取り仕切っていた実態がすでに明らかになっています。

文書になっていたかどうかにかかわらず、河内氏が市長のなんらかの指示、依頼

で、区画整理や保育園にかかわっていたことは間違いがありません。

ここで、さらに重要なことは、河内氏が、区画整理や保育園開設などの事業の現場で「市長の特命」を公言することによって、市の職員や住民たちが、河内氏は「公共的な立場」で仕事をしていると思わされていたことです。

しかし、そもそも河内氏の行為は、「公務として」のものだったのでしょうか。

◆区画整理組合での癒着（ゆちゃく）は

前にも書いたように、憲法第十五条二項は、公務員について、「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と定めています。

ここでいう「全体の奉仕者」であるとは、憲法、法律、条例や規則に基づいて全国民・全住民のために「公務」を果たすことであり、それこそが公務員にとつての「コンプライアンス原則」でなければなりません。このことから見ると、河内氏が、区画整理組合で果たしていた役割は、とても「公務」とはいえないものでした。

「組合」は、市から補助金の支出を受ける

団体であり、その点では、団体の行動や財政支出について、市が絶えずチェックしていなければならない組織です。

ところが河内氏は、「組合理事長の相談役」として、「組合」から高額報酬を受け取って「（二部住民の組織である）組合への奉仕者」として働いていました。

◆子どもと親の権利を踏みにじって

市立たかはた保育園の廃止と民営化でも、河内氏は「公務」という立場で事業にかかわったものではありませんでした。

公務員である「調整推進者」は、市と事業者の間に立って調整する立場です。しかし実際には、地主や法人の側に立って事業に介入していたのは、すでに明らかにしたとおりです。

市立たかはた保育園の廃園によって、園を移ることをせまられた子どもや保護者たちが、新しい保育園の選定について「当事者として参加させてほしい」と求めるのは、当然の権利でした。

それをまったく無視したのです。（※）

※この行為は、子どもが意見を出す権利をうたった、「日野市子ども条例」にも反し

ている疑いがあります。

また、この条例には、「子どもたちが心豊かな人間性を備え、伸び伸びと育つために、おとなは自らを見直し、良き

資料 8 日野市子ども条例（前文の抜き書き） 2008 年 6 月制定

子どもたちは、「意見は尊重し、最後まで聞いてほしい」、「自分でできる範囲のことは自分で決めたい」という思いをもっています。

自分の権利を知り、権利を認め合うことは大切なことです。

おとなは、子どもの力を信頼し、ともに社会をつくっていきます。

おとなは、子どもが健全にすくすくと育っていくことを望んでいます。そして、おとなは、それが実現できる家庭、地域、環境をつくり、子どもの明るい声が響く社会をつくっていきたいと思っています。

また、子どもたちが心豊かな人間性を備え、伸び伸びと育っていくために、おとなは自らを見直し、良き手本となるように努め…

日野市子ども条例は、議会の全会派一致で制定されています。

手本となるように努め…」とも書かれています。たかはた保育園の開設にかかわった当事者たちには、この部分だけでも、くり返し読む必要があるでしょう。

◆「選考基準」によらない「選考」とは？

しかも、新しい保育園の経営者は、「選考基準」に基づいて「選考会」によって決定することになっていったのに、馬場市長、地主、社会福祉法人の三者が、市民の目からかくれたところで「確認書」を作成して「決定」していました。

このときに、その社会福祉法人を推せんしたのは、新たな保育園の入る建物の敷地の「地主」です。

その法人が「地主」の子や孫が通園していた保育園を運営していた法人であり、「地主との間に信頼関係があった」ことが、推せん理由でした。

また、その「地主」と河内氏との私的関係については、すでに述べたとおりです。ですから、保育園経営法人の決定の経過についても、あらためて明らかにしなければなりません。

先に見た「公務員は、全体の奉仕者であ

って、一部の奉仕者でない」という基本原則に照らして、保育園の選定は公正であったのかを検証しなければならぬということなのです。

この選定に河内氏が直接かわったかどうかは、わかりません。

しかし、たしかなことは、市の職員の私的な関係によって、市が補助金を出す新しい保育園の経営者などを選出することは許されない、ということなのです。

少なくとも「保護者や市民には説明できないことである」と、市にも分かっていました。だからこそ、オモテ向きは「選定基準」をつくり「選考会を開いて決定した」ことにしたのです。

当時の馬場市長をはじめ、市当局自身が、市民をダマすやり方で事業を進め、公金を支出していったということなのです。

◆公務員が受け取る報酬の意味とは

先に述べた「日額六万円の手当」についても、担当していた市の職員は、法律や条例・規則に無い「手当」を出すことの問題点を、イタイほど分かっていたはずなのです。

そもそも支出の基本になるべき「契約書」

や「決裁文書」が存在したかどうか分からないこと自体が、大きな問題です。

仮りにそれをワキに置くとしても、市の担当職員は、市長をはじめとした行政のトップの意思であることを「忖度・そんたく」し、そうした事務を執行し続けたことはまちがいありません。

これらの事実から見えてくるのは、市長をトップとする日野市の行政が、憲法・法律や条例・規則よりも、「トップ・上司の指示」を優先する体質・構造になっていたのではないか、ということなのです。

4 市民の力を合わせて

誇りある市政をつくりもつこう

大坪市長は、河内氏について「(馬場市政の)三期にわたり日野市助役・副市長として市政全般をけん引」「市政全般を牛耳って」「絶対的権限を行使」していたと述べました。

さらに市立病院の臨時職員になってからも「圧力の行使や言葉巧みに人の行動を操る技を駆使し」「強い影響力を行使」したと述べました。

また、「その手法」は大坪市長にとって

「容認できるものではありませんでした」が、結局は「許容していた」と認めました。

市長をはじめとした市政のトップの意思は、たとえば法律や条例・規則に沿わないものであっても、場合によってはそれに反することさえ強行してもかまわない、ということですよ。

職員がそれを「忖度・そんなく」して従うのはとうぜんのこと、という体質と構造は、馬場市政の下でつちかわれ、大坪市政に受け継がれて温存されていた、ということになります。

◆市議会の果たすべき役割にも注目して

二〇二〇年一二月市議会の最終日、市議会有志によって提出された「元副市長問題の疑惑解明に関して特別委員会の設置を求める動議」は、自民党、公明党などの多数で否決されました。

反対した公明党の議員は、「市がこれ以上解明できないとするものを市議会が解明することは難しい」といいました。

地方自治法によって、自治体の行政を監視し、チェックする機関とされている市議会には強い調査の権限が与えられていま

す。その役割を投げ出すような意見を表明したのです。とても残念です。

たしかに、一連の疑惑については、いまのところ、それを裏づける十分な資料は明らかになっていません。しかし、だからこそ議会に特別委員会が必要なのです。

市長等市政のトップの意思に「忖度・そんなく」し、それに従うのは当然、というような体質が、市議会にも広がっているなら、ことは重大です。

日本国憲法は「第八章・地方自治」において、地方自治体の政治・行政は、首長と対等な力を持つ議会の存在によって成り立つとする、「二元代表制」の原則を確立しました。日野市議会には、いまこそ、公正な行政を求める市民の立場に立って、しっかりと働いてもらわなければなりません。

◆日野市の主権者・市民として

誇りある市政を取りもどそう

このような市政のフハイした体質と構造は、二四年間も続いた馬場市政・大坪市政の下でつくられたものです。

けれども、日野市政はかつて、全国に先がけて「緑と清流」という環境都市の目標

をかかげ、「憲法を生かす」ことを政治と行政の基本にすえて、「福祉と教育のまち」として広く知られていました。

毎年のように、二〇〇回を超える視察の人たちが、全国から、また時には海外からもやってきたまちでした。その土台を築いたのは、市民自身の協力・共同の実践です。

市政が不正事件でゆれているのときに、そのフハイをすべて明らかにして行政を立て直し、日野市の誇りを取りもどすことができるのは、主権者・市民である私たち自身の意思であり、活動です。

市民が力を合わせて、市政のトップである市長を交代させ、明らかにしてウミを出すなら、その体質と構造の根っこを断ち切ることができます。

いま、コロナ禍の下で、市民の健康と日々の暮らしや営業・労働の現場は、危機的な状況を迎えています。

子どもや高齢者、障害者をはじめ、すべての市民の生活を、土台から支える市政をつくるために、「公金を一円もムダにしない」行政体制が求められているのではないのでしょうか。

あとがき

最後までお読みいただき、ありがとうございます。
ございます。

このパンフレットは、少なくとも市議会議員のみなさんの市議会論戦の貴重な成果をいかして作成しています。

また、市議会決議に基づいてつくられた「第三者調査委員会」の「報告書」も参考にして活用させていただきました。

ここにえがいた疑惑については、市議会でさまざまな角度からの質問がくりかえされてきました。しかし市は、議会に対して正確な情報を提供しただけでなく、「ウソの答弁」も行われ、真相をかくすことが続けられてきました。

それに対して、最近、市議会の情報開示請求に「誠実に資料を提出しよう」という新たな動きも生まれています。

第三者調査委員会の聴き取り調査に対しても、ある幹部職員が「クサイものにフタをするようになってほしくない。情報をかくしたことで、事態が大きくなってしまっている。聴き取りするならば事実確認はしっかりとしてほしい」といった声をあげ

ています。

これは市民にとっての希望です。
もともと、「不正問題をただす」ことは、

思想的な立場や政党・会派をこえた全市民の願いであり、私たちは、市の職員の大多

数がそれを目ざしていると確信します。

日野市は、先人たちの永い努力で築かれた地域に成り立つ自治体です。誇りある日野市をとりもどすために、心を開いて力を合わせましょう。

日野市民憲章

1983年制定

わたくしたち日野市民は、多摩川・浅川につづく平野と丘陵の自然環境に恵まれたこのまちを、生活の中のふるさとと考え、みんなのしあわせのためにこの市民憲章を定めます。

- 1 元気に働き いきいきとして 心ゆたかなまちをつくりましょう
- 1 手をつなぎ ともに健康で 明るいまちをつくりましょう
- 1 自然を守り 緑と清流と太陽の 美しいまちをつくりましょう
- 1 人を大切にし 弱い人にも子どもにも 思いやりのあるまちをつくりましょう
- 1 文化をつちかい うるおいのある 平和なまちをつくりましょう



▲豊かに稔った稲—南平1丁目で

日野市の農作物は、子どもたちの学校給食の食材となっています

＜参考資料—④＞「不正事件」を理解するうえで、参考になる法律の条文など

●公務員の原則に関係する法制度

＜憲法＞

◇第 12 条（全体の奉仕者）

②すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

◇第 99 条（憲法の尊重・擁護の義務）

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

＜地方公務員法＞

◇第 30 条（服務の根本基準）

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

◇第 31 条（服務の宣誓）※

職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

◇第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

◇第 33 条（信用失墜行為の禁止）

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

◇第 34 条（秘密を守る義務）

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

◇第 35 条（職務に専念する義務）

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

※地方自治法第 31 条に基づいて、日野市の条例が定める服務の宣誓

（新たに職員になった者は、以下の文言による「宣誓書」に署名・捺印して、市長に提出しなければならない。）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を対するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います。

●不正な契約などに関係する法制度

＜独占禁止法＞

第 1 条（法律の目的）

この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、…公正且つ自由な競争を促進し、…国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

第 27 条の 2（公取の所掌事務）

公正取引委員会は、…次に掲げる事務をつかさどる。

- 二 不当な取引制限の規制に関すること。
- 三 不公正な取引方法の規制に関すること。
- 四 独占的状态に係る規制に関すること。

●公務員の「兼業」に関する規定

＜日野市職員の兼業に関する規程＞

◇第 5 条（兼業を許可しない場合）

- (3) 兼業しようとする団体等…との間に、…補助金の交付…等について関係があるとき。
- (4) …公務員としてその職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となると認めるとき。



◎ご感想・ご意見・ご質問をお寄せください。

憲法を市政に生かすみんなの会

日野市神明 4-13-38 電話・fax 042-586-3309

メール s.isozaiki1953@gmail.com